平成２６年（フ）第４０号
神戸市西区大津和１丁目４番地の７　コーポ大津和201号
債務者　田島　直樹
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第４３号
兵庫県明石市大久保町高丘３丁目１番地の２32棟401号、前住所兵庫県明石市大久保町山手台３丁目59番地の３　県住24棟304号
債務者　野田　智美
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２１２５号
愛知県知多市巽が丘１丁目286番地　ピッコラ・カーザＡ－６
債務者　橋本　里美
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３４１号
名古屋市中村区鳥居通２丁目27番地　青山ビル102号
債務者　西谷　　巌
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２７号
山口県下関市王司上町１丁目３番11号　グリーンハイツＫ103号
債務者　山本　正嘉
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第８１号
北九州市八幡西区鷹の巣２丁目12番20―605号
債務者　吉田　美佳
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第９７号
北九州市八幡西区森下町18番15―201号
債務者　東　　重晴
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５２号
佐賀県佐賀市多布施４丁目18番234号　多布施団地
債務者　城川美津子（旧姓池上）
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５３号
佐賀県佐賀市本庄町大字本庄1147番地５　サウスコート313号室
債務者　上田　幸治（旧姓樋渡）
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２９号
熊本市中央区帯山９丁目１番65―21号　ムツミハイツ21号室
債務者　渡邊ますみ
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１３７号
熊本市東区月出１丁目５番66号　前田アパート２号室、前住所熊本県阿蘇市一の宮町宮地2304番地１
債務者　山下ふじ子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１４０号
熊本市東区東野３丁目８番８号
債務者　伊藤由紀子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５０号
青森県むつ市松森町17番17号
債務者　梅戸喜美子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８号
青森県黒石市大字温湯字上川原15番地３
債務者　芳賀　達也
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第３２６号
名古屋市中村区荒輪井町２丁目18番地　市営荒輪井荘２棟202号
債務者　奥村　幸子
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２３号
熊本市東区小山６丁目３番６号　メゾンサンクプレ102号、住民票上の住所熊本県上益城郡益城町大字惣領1224番地６
債務者　松岡　　優
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１９号
愛媛県松山市空港通２丁目３番34号
債務者　永井　登大
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで　松山地方裁判所民事部